奥州市水道事業告示第4号

奥州市指定給水装置工事事業者の違反行為等に係る事務処理要綱(平成22年奥州市水道事業告示第4号)の一部を次のように改正し、令和元年9月14日から施行する。ただし、別表中「第5条」を「第6条」に改める改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月13日

奥州市長 小沢 昌記

別表指定要件違反の部法第25条の11第1項第1号の款法第25条の3第1項第3号イの項中「成年被後見人若しくは被保佐人の審判を受け、又は破産の宣告を受けたとき」を「精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき」に改め、同項の次に次のように加える。

法第25条の3第1	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者で	指定取消
項第3号口	あることが判明したとき。	し

別表中「第25条の3第1項第3号ロ」を「第25条の3第1項第3号ハ」に、「第25条の3第1項第3号ハ」を「第25条の3第1項第3号ニ」に、「第25条の3第1号第3号ニ」を「第25条の3第1号第3号ホ」に、「第5条」を「第6条」に改める。